

## ご注意ください

19年度の課税・非課税証明書の発行は、6月11日(月)から  
6月6日(水)～10日(日)は、年度切替処理のため、証明書自動発行機での課税証明書・納税証明書は発行できません

# 19年度市民税・都民税納税通知書 (普通徴収分)を送付します

## 市民税・都民税(住民税)の税額が変更

19年度の市民税・都民税の納税通知書を6月11日付で送付します。

今回送付する納税通知書は普通徴収分です。市民税・都民税を個人で納付する方が対象となります。

また、地方税法・所得税法などの一部改正に伴い、市でも条例を改正しました。

詳しくは課税課市民税係(内線23333~23337)へ。

### 市民税・都民税納税通知書の送付対象

対象となる方

18年分所得税の確定申告書または19年度市民税・都民税申告書を提出した方

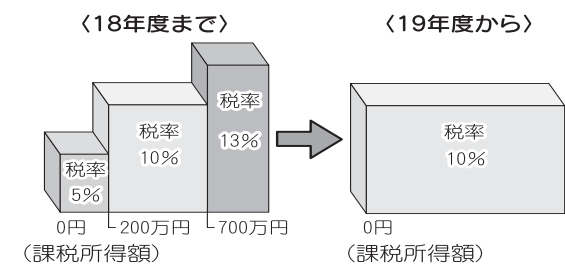
18年分の給与収入や公的年金等の支払報告書が勤務先等から市役所へ提出され、市民税・都民税を個人で納付する方

対象とならない方は、申告書を提出した方でも

表1 定率減税の廃止による税負担額 (夫婦・子ども2人世帯の場合。住民税と所得税含む)

給与収入(年額)	廃止前(18年度)	廃止後(19年度)	負担増	内 訳	
				住民税	所得税
300万円	8,300円	9,000円	700円	700円	0円
500万円	17万7,400円	19万5,000円	1万7,600円	5,700円	1万1,900円
700万円	41万8,000円	45万9,000円	4万1,000円	1万4,700円	2万6,300円

図1 住民税の税率改正



例1-1 税源移譲による税負担の変化 夫婦・子ども2人世帯の場合

給与収入(年額)	改正前		
	所得税	住民税	合計
300万円	0円	9,000円	9,000円
500万円	11万9,000円	7万6,000円	19万5,000円
700万円	26万3,000円	19万6,000円	45万9,000円

例1-2 税源移譲による税負担の変化 独身者の場合

給与収入(年額)	改正前		
	所得税	住民税	合計
300万円	12万4,000円	6万4,500円	18万8,500円
500万円	25万8,000円	16万3,000円	42万1,000円
700万円	47万4,000円	30万7,000円	78万1,000円

給与収入(年額)	改正後		
	所得税	住民税	合計
300万円	6万2,000円	12万6,500円	18万8,500円
500万円	16万5,000円	26万5,000円	42万1,000円
700万円	37万6,500円	40万4,500円	78万1,000円

19年度の市民税・都民税の主な改正点  
定率減税の廃止  
定率による税額控除が廃止  
税率10%になりました(表1参照)。  
個人住民税所得割の比率税率(フラット)化  
地方分権を推進するための

市民税・都民税の年税額をすべて給与から天引きされる特

別徴収の方  
税法上、市民税・都民税が課税されない方(非課税者)市民税・都民税の徴収を会社から給与天引きで行っている方で、納税通知書が届いた方(給与天引きをしていない会社以外の収入について計算をした市民税・都民税を、普通徴収として納税通知書で納めていただく方です。

三位一体改革の一環として、国の所得税から地方の住民税へおおむね3兆円の税源移譲が行われます。これに伴い所得税の税率が変わり、市民税・都民税の所得割の税率が一律10% (市民税6% 都民税4%) になります(図1参照)。  
調整控除の創設  
所得税と住民税では、住民税の方が扶養控除や配偶者控除などの控除額が少ないため、同じ収入金額の場合、住民税の課税所得は所得税の課税所得よりも多くなります。このため、住民税の税率が5%から10%に上がる場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまいます。

所得税と住民税の税額が変わる時期が異なります(定率減税廃止分含む)

表2 65歳以上の方の経過措置 (前年の合計所得金額が125万円以下の方)

区分	市民税	都民税
17年度まで	非課税	非課税
18年度	均等割=1,000円 所得割=算出税額の3分の1の額を課税	均等割=300円 所得割=算出税額の3分の1の額を課税
19年度	均等割=2,000円 所得割=算出税額の3分の2の額を課税	均等割=600円 所得割=算出税額の3分の2の額を課税

例2-1 税源移譲・定率減税廃止による税負担の変化 70歳独身の場合

区分	年金収入200万円(年額)			年金収入300万円(年額)		
	17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度
住民税均等割	非課税	1,300円	2,600円	4,000円	4,000円	4,000円
住民税所得割	非課税	5,400円	2万2,000円	2万3,200円	6万6,000円	12万8,900円
所得税	2万4,500円	2万7,600円	1万5,300円	10万1,200円	11万3,800円	6万3,200円
合計	2万4,500円	3万4,300円	3万9,900円	12万8,400円	17万8,400円	19万6,100円
負担増(住民税+所得税)	-	9,800円	5,600円	-	5万円	1万7,700円

1 住民税は、18年度が3分の2、19年度が3分の1減額されます。

例2-2 税源移譲・定率減税廃止による税負担の変化 70歳配偶者ありの場合

区分	年金収入200万円(年額)			年金収入300万円(年額)		
	17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度
住民税均等割	非課税	非課税	非課税	4,000円	4,000円	4,000円
住民税所得割	非課税	非課税	非課税	8,000円	4万4,400円	9万1,000円
所得税	非課税	非課税	非課税	6万8,800円	7万7,400円	4万3,000円
合計	非課税	非課税	非課税	8万8,000円	12万5,800円	13万8,000円
負担増(住民税+所得税)	-	-	-	-	4万5,000円	1万2,200円

理由負担増の  
18年度  
65歳以上の方のうち前年の合計所得金額125万円以下の非課税が廃止(経過措置あり) 高齢者控除の廃止 年金控除額の変更 定率減税の縮減

19年度  
定率減税の廃止 税源移譲により、1月から所得税の源泉徴収税額が減る方は6月から住民税が増えるため

所得税と住民税の税額が変わる時期が異なります(定率減税廃止分含む)

税目や所得の種類により税額の変わる時期が異なります

**住民税**  
給与所得  
事業所得  
年金所得 } いずれも6月から

**所得税**  
給与所得⇒1月から  
事業所得⇒20年の確定申告から(予定納税は7月から)  
年金所得⇒2月から

### 注意事項

表1と例1-1は、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとして扱います。また、すべての表と例において、住民税はこのほかに均等割(4,000円)が加算されます。定率減税の廃止は考慮していません。社会保険料が控除されるものとして計算していません(概算のため、実際には収入や控除額により変わります)